

平成26年9月 5日 開会
平成26年9月 日 閉会

平成26年第3回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

認定第1号	平成25年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定 第 1 号 か ら 第 9 号 ま で 別 冊
認定第2号	平成25年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第3号	平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第4号	平成25年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第5号	平成25年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第6号	平成25年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第7号	平成25年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第8号	平成25年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第9号	平成25年度江差町水道事業会計決算の認定について	

報告第1号	平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について……………	P 1
承認第1号	平成26年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて……………	P 15
議案第1号	子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 17
議案第2号	江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について……………	P 19
議案第3号	平成26年度江差町一般会計補正予算（第10号）について……………	P 21
議案第4号	平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について……………	P 39
議案第5号	平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について……………	P 51
議案第6号	北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について……………	P 63
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	P 65
同意第2号	教育委員会委員の任命について……………	P 67
同意第3号	監査委員の選任について……………	別 添
同意第4号	副町長の選任について……………	別 添

報告第1号

平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成25年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告する。

平成26年9月5日提出

江差町長 照井 誉之介

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	15.6 (25.0)	89.1 (350.0)

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
公設地方卸売市場事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	

江 監 査
平成26年8月26日

江差町長 照 井 誉之介 様

江差町監査委員 川 端 成 吾



江差町監査委員 小笠原



平成25年度財政健全化・経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。



平成 25 年 度

江差町財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

江 差 町 監 査 委 員

平成25年度財政健全化審査意見書

1 審査の期間

平成26年8月18日から8月19日までの2日間

2 審査の方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断基準比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断基準比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成25年度(%)	早期健全化基準(%)	備考
実質赤字比率	—	15.0	
連結実質赤字比率	—	20.0	
実質公債費比率	15.6	25.0	
将来負担比率	89.1	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」表示は、赤字がないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成25年度は、実質収支が黒字となっているので、実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成25年度は、実質収支が黒字となっているので、連結実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成25年度の実質公債費比率は、15.6%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを9.4ポイント下回っている。前年度と比較すると1.2ポイントさらに改善されている。財政の早期健全化団体から脱却となっているが、更なる行財政改革の推進に努め、財政の健全化に努められたい。

④ 将来負担比率について

平成25年度は、89.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。前年度と比較すると14.3ポイント改善されており、今後も引き続き効率的な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

4 算定方法の概要

① 実質赤字比率

〈一般会計等（普通会計相当）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

② 連結実質赤字比率

〈全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率〉

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

③ 実質公債費比率

〈一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率〉

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \\ \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \\ \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100$$

(3ヵ年平均)

④ 将来負担比率

〈一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率〉

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100$$

平成25年度経営健全化審査意見書

1 審査の期間

平成26年8月18日から8月19日 2日間

2 審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

区 分	平成25年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
法適用企業	—	20.0	
法非適用企業	—	20.0	

※ 法適用企業は水道事業、法非適用企業は下水道事業・公設地方卸売市場事業・港湾整備事業を表している。

(2) 個別意見

資金不足比率については、平成25年度は流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は生じていない。経営健全化基準をクリアーしている状態にあると認められる。

なお、経営健全化審査における資金不足比率を算定するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため、平成26年度に償還する企業債を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると実質流動比率は 51.8%となり、引き続き厳しい状況が想定される。

(3) 是正改善を要する事項

企業経営の中で、資産を増やし負債を減らすべく努力を傾注するとともに、町との連携の中で早期に中長期財政計画を策定し経営の健全化に努めること。

4. 算定方法の概要

《公営企業を対象とした事業の規模に対する資金の不足額の比率》

① 資金不足比率（法適用企業）

$$\frac{\text{（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額－受託工事収益の額}} \times 100$$

② 資金不足比率（法非適用企業）

$$\frac{\text{（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に
充てるために起こした地方債現在高）－ 解消可能資金不足額}}{\text{営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額}} \times 100$$

総括表① 健全化判断比率の状況 (平成25年度決算)

Ver.25.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
013617	北海道	江差町	-	-	15.6	89.1

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
3,504,772	198,538					

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名

北海道江差町

12

会計名		実質収支額	(分母比)
一般会計等	一般会計	335,961	9.6
	奨学会計	8	0.0
	小計	335,959	9.6
	標準財政規模	3,504,772	100.0
	実質赤字比率 (%)	-9.58	※

会計名		実質収支額	(分母比)
公営企業に属する特別会計以外の会計	国民健康保険事業会計	60,826	1.7
	後期高齢者医療事業会計	829	0.0
	介護保険事業会計	15,555	0.4
	介護サービス事業会計	0	

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法適用企業	水道事業会計	77,886	2.2
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	0	0.0
	公設地方卸売市場事業特別会計	174	0.0
	港湾整備事業特別会計	246	0.0
合計		491,476	14.0
標準財政規模(再掲)		3,504,772	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-14.02	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名 北海道江差町

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に要する債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成23年度	933,898			189,570	228	32,054		72,825	78,613	5,282	477,520	34,144
平成24年度	882,321			197,722	323	33,552	25	48,897	73,713	20,067	469,838	34,144
平成25年度	818,072			247,177	352	31,301	23	52,413	68,278	32,273	455,127	34,155

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成23年度	14,272	40	1,051,695	2,342,292	209,995
平成24年度	14,272	40	1,087,295	2,241,695	197,398
平成25年度	14,220	40	1,083,124	2,223,110	198,538

⑱
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成23年度	15.78948
平成24年度	15.56820
平成25年度	15.47471

	実質公債費比率(3カ年平均)
	15.6

(参考)

	⑥の内訳								
	PF1事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の借債返済を受けるために支払う借債料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成23年度			22,749		7,131				2,174
平成24年度			22,749		7,734		955		2,114
平成25年度			22,749		7,547		942		83

総括表④ 将来負担比率の状況 (平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名

北海道江差町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額				連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
6,208,203	167,275	3,270,525	28,282	1,202,936	186,106	0	186,106	0	0	0
(分母比) 213	6	112	1	41	6		6			

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
2,344,347	564,659	0	5,660,692
(分母比) 81	19		191

将来負担額 A

11,063,327

380

充当可能財源等 B

8,469,698

291

A - B

2,593,629

89

将来負担比率 (%)

89.1

標準財政規模 C

3,504,772

120

算入公債費等の額 D

594,093

20

C - D

2,910,679

100

承認第1号

平成26年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

平成26年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年9月5日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

柳崎町の事業所建替え地における水道管の移設に係る所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度江差町水道事業会計補正予算を次の通り専決処分する。

平成26年 8月18日

江差町長 照 井 誉之介

平成26年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 予算第4条資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

（単位：千円）

款	項	（既定予定額）	（補正予算額）	（計）
1 資本的支出		260,391	3,411	263,802
	1 建設改良費	23,469	3,411	26,880

議案第1号

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

子ども医療費の助成に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成26年9月5日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

子ども医療費の対象年齢の拡大や初診時一部負担金及び所得制限を撤廃し、子育て世帯の経済的負担軽減などを図るため。

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「満15歳に達した日」を「満18歳に達した日（誕生日の前日）」に改め、同条第4項中「この条例において」を削り、「において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときその満たない額をいう。」を「対象者が負担すべき額とする。ただし、付加給付その他医療に関する法令等により負担がある場合においては、当該負担額を控除する。」に改め、同条中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、第9項を第7項とする。

第3条ただし書中「の一」を削り、同条第3号中「所得の額が規則で定める額以上である保護者（子どもの生計を主として維持する者に限る。）に監護されている子ども」を「重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年江差町条例第33号）の規定により医療費の助成を受ける者」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 婚姻している者または事実上婚姻関係にある者。

第4条第1項中「受給者が負担すべき」、「一部負担金及び」及び「基本利用料並びに」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 助成は国内における医療費に限ることとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保険医療機関等において診療、投薬等を受けた者について適用し、同日前に保険医療機関等において診療、投薬等を受けた者については、なお従前の例による。

議案第 2 号

江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

江差町立幼稚園設置条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 26 年 9 月 5 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

第 3 子以降の児童が江差町立幼稚園の入園料等の無料化を図り、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため。

江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

江差町立幼稚園設置条例（昭和52年12月22日江差町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「町長は」を「前項に規定するほか」に改め、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、第1項を次のとおりとする。

第7条 町長は、規則に定めるところにより、第3子以降に係る入園料及び保育料は免除とする。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

議案第3号

平成26年度江差町一般会計補正予算（第10号）について

平成26年度江差町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ120,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,944,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月5日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成26年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成26年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	社会保障・税番号制度に係るシステム整備等	7,316	6,683				633	
民生費	社会福祉総務費	臨時福祉給付金給付事業	11,470	11,470					
民生費	児童福祉総務費	子育て世帯臨時特例給付金給付事業	1,007	1,007					
衛生費	予防費	子ども医療費助成	9,589		1,000		4,000	4,589	
衛生費	予防費	母子保健(定期予防接種)	3,318					3,318	
衛生費	予防費	高齢者肺炎球菌予防接種支援	1,935				700	1,235	
労働費	雇用対策費	「江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例」に基づく雇用奨励助成	10,200				10,200		
農林水産業費	農業委員会費	農地台帳システム改修	2,160		2,160				
農林水産業費	水産業振興費	漁業用燃油高騰緊急対策	5,000					5,000	
商工費	商工費	道の駅設備改修	452					452	
土木費	道路維持費	町道姥神中歌線ロードヒーティング分電盤撤去	468					468	
土木費	道路維持費	町道除雪対策	30,926					30,926	
教育費	(中学校費)学校建設費	江差中学校備品整備	35,000					35,000	
教育費	(中学校費)学校建設費	江差中学校改築に伴うテレビ難視聴対策	2,117					2,117	
計			120,958	19,160	3,160		14,900	83,738	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		372,546	19,160	391,706
	2 国庫補助金	44,574	19,160	63,734
14 道支出金		300,348	3,160	303,508
	2 道補助金	82,971	3,160	86,131
17 繰入金		46,035	14,200	60,235
	2 基金繰入金	44,200	14,200	58,400
18 繰越金		33,593	71,002	104,595
	1 繰越金	33,593	71,002	104,595
19 諸収入		176,012	700	176,712
	4 交付金	12,577	700	13,277
20 町債		433,451	12,736	446,187
	1 町債	433,451	12,736	446,187
歳入	合計	4,823,584	120,958	4,944,542

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		743,533	7,316	750,849
	1 総務管理費	692,936	7,316	700,252
3 民生費		1,393,734	12,477	1,406,211
	1 社会福祉費	1,181,821	11,470	1,193,291
	2 児童福祉費	211,913	1,007	212,920
4 衛生費		405,096	14,842	419,938
	1 保健衛生費	405,096	14,842	419,938
5 労働費		18,395	10,200	28,595
	1 労働費	18,395	10,200	28,595
6 農林水産業費		149,377	7,160	156,537
	1 農業費	87,477	2,160	89,637
	3 水産業費	22,701	5,000	27,701
7 商工費		231,887	452	232,339
	1 商工費	231,887	452	232,339
8 土木費		271,587	31,394	302,981
	2 道路橋梁費	60,676	31,394	92,070
10 教育費		464,690	37,117	501,807
	3 中学校費	105,127	37,117	142,244
歳出合計		4,823,584	120,958	4,944,542

第2表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前 臨時財政対策債	183,251	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、また は低利に借り換えることが できる。
変更後	195,987	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	372,546	19,160	391,706
14 道支出金	300,348	3,160	303,508
17 繰入金	46,035	14,200	60,235
18 繰越金	33,593	71,002	104,595
19 諸収入	176,012	700	176,712
20 町債	433,451	12,736	446,187
歳入合計	4,823,584	120,958	4,944,542

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	743,533	7,316	750,849	6,683			633
3民生費	1,393,734	12,477	1,406,211	12,477			
4衛生費	405,096	14,842	419,938	1,000		4,700	9,142
5労働費	18,395	10,200	28,595			10,200	
6農林水産業費	149,377	7,160	156,537	2,160			5,000
7商工費	231,887	452	232,339				452
8土木費	271,587	31,394	302,981				31,394
10教育費	464,690	37,117	501,807				37,117
歳出合計	4,823,584	120,958	4,944,542	22,320	0	14,900	83,738

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
13 国庫支出金	372,546	19,160	391,706
2 国庫補助金	44,574	19,160	63,734
1 民生費国庫補助金	30,645	12,477	43,122
6 総務費国庫補助金	3,102	6,683	9,785
14 道支出金	300,348	3,160	303,508
-2 道補助金	82,971	3,160	86,131
2 衛生費道費補助金	6,727	1,000	7,727
3 農林水産業費道費補助金	35,042	2,160	37,202
17 繰入金	46,035	14,200	60,235
2 基金繰入金	44,200	14,200	58,400
1 過疎地域自立促進基金繰入金	44,200	14,200	58,400
18 繰越金	33,593	71,002	104,595
1 繰越金	33,593	71,002	104,595
1 繰越金	33,593	71,002	104,595
19 諸収入	176,012	700	176,712
4 交付金	12,577	700	13,277
2 衛生費交付金	2,624	700	3,324
20 町債	433,451	12,736	446,187
1 町債	433,451	12,736	446,187
7 臨時財政対策債	183,251	12,736	195,987
歳入合計	4,823,584	120,958	4,944,542

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	社会福祉費補助金	11,470	臨時福祉給付金給付事業費補助
2	児童福祉費補助金	1,007	子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助
1	総務管理費補助金	6,683	社会保障・税番号制度システム整備費補助
1	保健衛生費補助金	1,000	乳幼児医療給付
1	農業費補助金	2,160	農地台帳システム整備事業補助
1	過疎地域自立促進基金繰入金	14,200	子ども医療費助成 雇用奨励助成
			4,000 10,200
1	前年度繰越金	71,002	前年度繰越金
1	保健衛生費交付金	700	国保高齢者肺炎球菌予防接種助成
1	臨時財政対策債	12,736	臨時財政対策債

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	743,533	7,316	750,849	6,683			633
1 総務管理費	692,936	7,316	700,252	6,683			633
1 一般管理費	484,849	7,316	492,165	6,683			633
3 民生費	1,393,734	12,477	1,406,211	12,477			
1 社会福祉費	1,181,821	11,470	1,193,291	11,470			
1 社会福祉総務費	122,824	11,470	134,294	11,470			
2 児童福祉費	211,913	1,007	212,920	1,007			
1 児童福祉総務費	118,775	1,007	119,782	1,007			
4 衛生費	405,096	14,842	419,938	1,000		4,700	9,142
1 保健衛生費	405,096	14,842	419,938	1,000		4,700	9,142
2 予防費	52,814	14,842	67,656	1,000		4,700	9,142
5 労働費	18,395	10,200	28,595			10,200	
1 労働費	18,395	10,200	28,595			10,200	
2 雇用対策費	11,492	10,200	21,692			10,200	
6 農林水産業費	149,377	7,160	156,537	2,160			5,000

単位：千円

節		金額	説明
区分			
13 委託料	6,653	社会保障・税番号制度に係るシステム改修等委託 住民基本台帳システム改修 3,257 税システム改修委託 1,896 団体内統合宛名システム導入委託 1,500	
19 負担金補助及び交付金	663	社会保障・税番号制度に係る中間サーバ整備費負担金	
12 役務費	610	手数料	
19 負担金補助及び交付金	10,860	臨時福祉給付金	
12 役務費	147	手数料	
19 負担金補助及び交付金	860	子育て世帯臨時特例給付金	
11 需用費	708	消耗品費 16 印刷製本費 61 医薬材料費 631	
12 役務費	673	通信運搬費 73 手数料 600	
13 委託料	7,001	高齢者肺炎球菌予防接種委託 1,750 定期予防接種委託 2,662 福祉医療システム改修委託 2,589	
20 扶助費	6,460	高齢者肺炎球菌予防接種助成 60 子ども医療給付 既存制度分 4,950 制度拡充分 1,450	
19 負担金補助及び交付金	10,200	雇用奨励助成	

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 農業費	87,477	2,160	89,637	2,160			
1 農業委員会費	22,340	2,160	24,500	2,160			
3 水産業費	22,701	5,000	27,701				5,000
2 水産業振興費	14,456	5,000	19,456				5,000
7 商工費	231,887	452	232,339				452
1 商工費	231,887	452	232,339				452
3 観光費	27,516	452	27,968				452
8 土木費	271,587	31,394	302,981				31,394
2 道路橋梁費	60,676	31,394	92,070				31,394
1 道路維持費	34,088	31,394	65,482				31,394
10 教育費	464,690	37,117	501,807				37,117
3 中学校費	105,127	37,117	142,244				37,117
4 学校建設費	64,775	37,117	101,892				37,117
歳出合計	4,823,584	120,958	4,944,542	22,320	0	14,900	83,738

単位：千円

節		金額	説明
区分			
13	委託料	2,160	農地台帳システム改修委託
19	負担金補助及び交付金	5,000	漁業用燃油高騰緊急対策補助
11	需用費	452	修繕料
7	賃金	6,068	臨時作業員
11	需用費	5,274	消耗品費 2,959 光熱水費 2,028 修繕料 287
13	委託料	18,969	防雪柵設置委託 2,419 町道除雪業務委託 16,550
14	使用料及び賃借料	615	重機借上料
15	工事請負費	468	ロードヒーティング分電盤撤去工事
15	工事請負費	2,117	テレビ電波障害解消工事
18	備品購入費	35,000	江差中学校備品

(4) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
4 そ の 他	4,042,662	4,004,047	307,087	397,465	3,913,669	
(9) 臨時財政対策債	1,916,617	1,994,350	195,987	142,601	2,047,736	
合計	補正前の額	6,447,192	6,831,031	433,451	674,242	6,590,240
	補正額			12,736		12,736
	補正後の額	6,447,192	6,831,031	446,187	674,242	6,602,976

議案第4号

平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について

平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,055,031千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月5日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成26年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成26年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
保健施設費	疾病予防費	疾病予防対策(高齢者肺炎球菌予防接種助成)	700		230			470	
計			700		230			470	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7道支出金		44,797	230	45,027
	2道補助金	35,725	230	35,955
11繰越金		1	470	471
	1繰越金	1	470	471
歳入合計		1,054,331	700	1,055,031

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8 保 健 施 設 費		20,900	700	21,600
	1 保 健 施 設 費	20,900	700	21,600
歳 出 合 計		1,054,331	700	1,055,031

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 道 支 出 金	44,797	230	45,027
11 繰 越 金	1	470	471
歳 入 合 計	1,054,331	700	1,055,031

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
8保健施設費	20,900	700	21,600	230			470
歳出合計	1,054,331	700	1,055,031	230	0	0	470

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
7 道支出金	44,797	230	45,027
2 道補助金	35,725	230	35,955
1 財政調整交付金	35,725	230	35,955
11 繰越金	1	470	471
1 繰越金	1	470	471
1 繰越金	1	470	471
歳入合計	1,054,331	700	1,055,031

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2 特別調整交付金	230	特別調整交付金
1 繰越金	470	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
8 保健施設費	20,900	700	21,600	230			470
1 保健施設費	20,900	700	21,600	230			470
3 疾病予防費	9,192	700	9,892	230			470
歳出合計	1,054,331	700	1,055,031	230	0	0	470

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	700	高齢者肺炎球菌予防接種助成

議案第5号

平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,921千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ976,312千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,921千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ971,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

平成26年9月5日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成26年度江差町介護保険特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成26年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	平成25年度介護給付費負担金等返還	1,921					1,921	
計			1,921					1,921	

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		4,307	1,921	6,228
	1 繰越金	4,307	1,921	6,228
合 計		969,790	1,921	971,711

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 支 出 金		2,633	1,921	4,554
	1 還付金及び割引料	500	1,921	2,421
歳 出 合 計		969,790	1,921	971,711

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 繰越金	4,307	1,921	6,228
歳入合計	969,790	1,921	971,711

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6諸支出金	2,633	1,921	4,554				1,921
歳出合計	969,790	1,921	971,711	0	0	0	1,921

(2) 歳入（保険事業勘定）

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="127 291 571 347">款</td> </tr> <tr> <td data-bbox="127 347 571 403">項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="127 403 571 465">目</td> </tr> </table>	款	項	目	補正前の額	補正額	計
款						
項						
目						
9 繰越金	4,307	1,921	6,228			
1 繰越金	4,307	1,921	6,228			
1 繰越金	4,307	1,921	6,228			
歳入合計	969,790	1,921	971,711			

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	1,921	前年度繰越金

(3) 歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	2,633	1,921	4,554				1,921
1 還付金及び割引料	500	1,921	2,421				1,921
2 償還金	0	1,921	1,921				1,921
歳出合計	969,790	1,921	971,711	0	0	0	1,921

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
23	償還金、利子及び割引料	1,921	平成25年度介護給付費国庫負担金等返還

議案第6号

北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から北海道市町村職員退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が加入することから、北海道市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更するものとする。

平成26年9月5日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同約別表の変更について協議する必要性が生じたため。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（根室）の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏名 横野晃一
[REDACTED]

平成26年9月5日提出

江差町長 照井 誉之介

]

同意第2号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏 名 小 路 政 信
[REDACTED]

平成26年9月5日提出

江差町長 照 井 誉之介
